

補助金調書

| | | | | | | |
|---|---|---|----------|----------|--------------|--------------------------------|
| 補助金名 | 福岡国際マラソン選手権大会補助金 | | | | 担当課 (連絡先) | 市民局 スポーツ事業課 (TEL 711-4657) |
| 交付先 | <input type="checkbox"/> 団体 | 大会主催者 | | | 区分 | その他の補助金 |
| 交付先決定方法 | <input type="checkbox"/> 非公募 | (公募の場合) 公募時期 | | | | |
| (公募の場合) 応募要件 | | | | | | |
| (非公募の場合) 非公募の理由 | 当該補助事業を行っている団体が限定されているため。 | | | | | |
| 補助開始年度 | 昭和49 | 年度 | 経過年数 | 42 | 年度 | |
| 補助金の目的 及び 補助対象事業 | 【補助金の目的】 大会規模、事業費、レベル、経済波及効果、その他政策的要素を勘案すべき事業に対して、必要とする経費の一部を補助し、もってスポーツの振興を図ることを目的とする。 【補助対象事業】 福岡国際マラソン選手権大会 | | | | | |
| 補助金の終期 | 平成28 | 年度 | 延長回数 | 0 | 回 | |
| 終期を延長する理由 | | | | | | |
| 交付対象経費及び 補助金の算定方法等 | <input type="checkbox"/> その他 | 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ・補助対象事業の実施に要する経費。ただし、人件費、食料費(事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代等は必要最小限の範囲で可)、その他市長が適当でないと認めるものを除く。 ・補助金額は、補助対象経費の10分の1以内で、予算の範囲内で市長が定める。ただし、市長が特に必要と認める場合には、予算の範囲内で補助金の額を別に定める。 | | | | |
| (間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準 | 【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 | | | | | |
| 交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1) | 当該年度 | 前年度 | 前々年度 | 前々々年度 | | |
| | 件 | 1 件 | 1 件 | 1 件 | 1 件 | 1 件 |
| | 7,032 千円 | 7,032 千円 | 7,032 千円 | 7,032 千円 | | |
| 前年度補助事業 の主な実施概要 | マラソン競技者の強化と育成を目的として開催され、国内外から600名を超える選手が出場。今大会は、第15回世界陸上競技選手権大会の代表選手選考競技会を兼ねる。 | | | | | |
| 補助金交付 による効果 | 開催経費の一部を負担することにより、大会内容の充実が図られる。 | | | | | |

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。